

4. 専門工事業者において講ずべき条件整備

記1及び2の実施に伴い、専門工事業者は次の措置を講ずるものとする。

- (1) 自ら使用する労働者について、従前の収入の水準を確保するとともに、その業務実態を勘案し、賃金形態の改善を図る等、収入・雇用の安定化に努めること。
- (2) 作業効率、作業密度の向上を図るとともに、工事の機械化、工場生産化等を推進することにより、生産性を高め、工事の施工期間の延伸とコストの増高を出来る限り抑えること。
- (3) 工事の受注にあたっては、着工準備期間、検査・試運転期間、悪天候による不稼働日等に充分配慮しつつ、記1の休日を前提とした施工可能な工期を確保するとともに、見積りを適正に行い、受注すること。
- (4) 工事の受注にあたっては、記3(4)の協議の場に参画し、自ら分担する工事の工期、工程について、全体工事計画との関係において、十分な調整を図ること。
- (5) 工事の施工にあたっては、自らの工程についての確な管理を行い、工期を遵守すること。また、悪天候による不稼働日の予期せざる増加等により、止むを得ず工期の遵守が困難となった場合には、関係総合工事業者に対し、工期等について適切な契約変更を求めること。
- (6) 記1の休日については就業規則等に明示するとともに、現場責任者等へ本申し合わせ事項の趣旨の徹底を図り、関係総合工事業者との協力体制の強化等、現場における推進体制を整備すること。

5. 実施体制

構成団体は記1から4までの申し合わせ事項を踏まえ、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 記1から4までの事項について、可能なものから速やかに実施に向けて団体としての申し合わせ等を行うこと。また、休日カレンダーを作成、配布する等により、当該申し合わせ等を傘下会員に周知徹底すること。
- (2) (1)の申し合わせ事項等について、マスコミ等を通じ公表するとともに、各種の機会をとらえ、発注者、設計者等を含めた国民各階層に対する積極的なPRに努めること。
- (3) 中央及び地方組織において4週6休制推進体制を整備するとともに、地方建設生産システム合理化推進協議会等を通じ他団体との密接な連携を図りつつ、実施状況を的確に把握し、必要に応じ協力要請を行う等、適切な指導を行うこと。
- (4) 週休2日制の実施状況について、定期（年1回程度）に調査を行い、その結果を協議会に報告すること。
- (5) 協議会は(4)の報告を踏まえ、必要に応じ、本申し合わせの見直しの検討を行うこと。

6. その他

本申し合わせに基づく4週6休制の推進に当たっては、資材業者等関係事業者の事業活動に支障をきたすことのないよう十分配慮するものとする。